

(建設工事用)

工 事 名 :

誓 約 書

私は、筑紫野市が筑紫野市暴力団排除条例に基づき、公共工事その他の市の事務又は事業（以下「公共工事等」という。）により暴力団を利することとならないように、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 私は、筑紫野市の公共工事等を受注するに際して、筑紫野市工事請負契約約款第 48 条の 3（以下「暴力団排除条項」という。）第 1 項各号のいずれにも該当しません。
- 私は、暴力団排除条項第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する事由の有無を確認するため、筑紫野市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 私は、本誓約書及び役員名簿等が筑紫野市総務部危機管理課及び福岡県警察本部に提供されることに同意します。
- 私が本誓約書一に該当する事業者であると筑紫野市が福岡県警察本部から通報を受け、又は筑紫野市の調査により判明した場合は、筑紫野市工事請負契約約款第 46 条の規定に基づき、契約の解除等に従います。また、筑紫野市が行う本契約の解除等に伴う一切の措置について異議の申し立てを行いません。
- 私は、本工事の施工に際して、下請負人を使用する場合は、下請施工体系図を本工事の主管課へ速やかに提出します。また、当該体系図が筑紫野市総務部危機管理課及び福岡県警察本部に提供されることに同意します。
- 私が使用する下請負人等が、本誓約書一に該当する事業者であると筑紫野市が福岡県警察本部から通報を受け、又は筑紫野市の調査により判明し、私が筑紫野市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除を、筑紫野市工事請負契約約款第 7 条の 2 の規定に基づき指導を受けた場合は、当該指導に従います。

筑紫野市長 様

令和 年 月 日

(受注者)

住 所

名 称

代表者氏名

印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

代表者の生年月日

年 月 日

(建設工事中)

(参考)

筑紫野市工事請負契約約款 (抜粋)

第7条の2 受注者は、筑紫野市指名停止等の措置に関する規則（平成24年筑紫野市規則第38号）に基づく指名停止の措置を受けている者及び第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人としてではない。

- 2 受注者が第48条の3第1項各号に該当する者を下請負人としていた場合は、発注者は受注者に対して、当該下請契約の解除（受注者が当該下請契約の当事者でない場合は、受注者が当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求めることができる。
- 3 下請契約が解除されたことにより生じる下請契約当事者の損害その他前項の規定により発注者が受注者に対して解除等を求めたことによって生じる損害については、受注者が一切の責任を負うものとする。

第48条の3 発注者は、関係行政機関からの通知に基づき、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

- (1) 計画的又は常習的に暴力的不法行為等を行い、又は行うおそれがある組織（以下「暴力的組織」という。）であるとき。
 - (2) 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその法人の役員（役員として登記又は届出がされていないが、事実上経営に参画している者を含む。）をいう。以下同じ。）が、暴力的組織の構成員（構成員とみなされる場合を含む。以下「構成員等」という。）となっているとき。
 - (3) 構成員等であることを知りながら、構成員等を雇用し、又は使用しているとき。
 - (4) 暴力的組織又は構成員等であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結したとき。
 - (5) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織又は構成員等を利用したとき。
 - (6) 暴力的組織又は構成員等に経済上の利益又は便宜を供与したとき。
 - (7) 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力的組織若しくは構成員等を利用したとき、又は暴力的組織若しくは構成員等に経済上の利益若しくは便宜を供与したとき。
 - (8) 役員等が、暴力的組織又は構成員等と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有しているとき。
- 2 発注者は、第7条の2第2項の規定により解除等を求めた場合において、受注者が正当な理由がなく発注者からの当該解除等の求めに従わなかったときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害があっても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

第46条 発注者は、工事が完成するまでの間は、次条から第48条の3までの規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

筑紫野市工事請負契約約款については、筑紫野市公式ホームページの入札・契約情報「お知らせ」から工事請負契約書（PDFファイル）をダウンロードし、この約款の全ての内容を確認してください。